

手続きを忘れて



伐ってしまったは 通用しません!



木を伐る前は以下の4項目を確認しましょう。

① 伐採計画に問題はないですか？

伐採する箇所には、公共施設や人家などが近くにありませんか。伐採した後、災害が発生すると地域のみなさんが困ります。特に、伐採・搬出の際に、作業道を開設するときは、崩壊や表土の流出が発生しないよう計画してください。



② 森林所有者への説明は行いましたか？

法務局の登記や固定資産税課税明細書等で所有者を特定し、伐採区域、伐採方法、伐採後の造林の計画など必要な事項は十分説明しましたか？共通認識を得るため、書面により確認しましょう。



③ 土地の境界は確認しましたか？

隣接する森林所有者からも境界を確認しましょう。伐採後のトラブルを未然に防ぐためにも、必ず森林所有者に直接確認してください。



④ 地域のみなさんには説明していますか？

大規模な伐採が行われると地域のみなさんは不安になります。近隣住民の方にも、どのくらいの面積が伐採されるのかななどを事前に説明すればトラブル防止になります。



上記4項目を確認したうえで、必ず森林法上の手続きを行ってください。

保安林の場合

事前に**広島県**へ
許可申請・届出が必要です。

普通林の場合

伐採する 30～90 日前までに
各市町へ届出が必要です。

※森林法第10条の8第1項の届出を要しない場合は除く。

伐採した後もそれぞれに手続きが必要ですので、上記申請・届出の際に必ずご確認ください。

お問い合わせ

広島県農林水産局林業課(森林企画グループ) ☎082-513-3683

詳しくはホームページをご覧ください。▶▶▶

広島県 伐採届

検索

